

岩手県選挙管理委員会告示第29号

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県選挙管理委員会

委員長 野村 弘

岩手県選挙等執行規程の一部を改正する告示

岩手県選挙等執行規程（昭和57年岩手県選挙管理委員会告示第11号の2）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1（第64条関係）		別表第1（第64条関係）	
選挙区	出張所	選挙区	出張所
[略]		[略]	
<u>花巻 遠野</u>	岩手県選挙管理委員会事務局花巻出張所	<u>花巻 北上</u>	岩手県選挙管理委員会事務局県南出張所
<u>北上</u>	岩手県選挙管理委員会事務局北上出張所	<u>遠野 一関</u>	
<u>奥州</u>	岩手県選挙管理委員会事務局奥州出張所	<u>奥州</u>	
<u>一関</u>	岩手県選挙管理委員会事務局一関出張所		
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。